

専有部分の修繕等の細則の流れ

修繕したい！

専有部分について、修繕したいところができたら、まず、内容が対象となるかを確認します。

区分所有者

賃貸などの場合、区分所有者の了解なしには修繕はできません。申請・報告は区分所有者が行わなければなりません。

第2条

- ①床のフローリング改造
- ②壁・天井の張替え
- ③バスユニットの全面取替え
- ④トイレ便座の取替え
- ⑤システムキッチンの全面取替え
- ⑥玄関ドアの取替え、塗り替え
- ⑦主要構造物に直接取付けるエアコンの設置
- ⑧給排水・ガスの配管の枝管の取付け・取替え
- ⑨電気・電話・電波の配線の枝線の取付け・取替え
- ⑩柱・敷居・鴨居・間仕切の位置変更・撤去などによる間取り変更
- ⑪共用部分であるパイプシャフト内に浄水器を取付けるとき
- ⑫給湯器買換えに伴い共用部分に穴をあけるとき
- ⑬大型金庫等重量物の搬入、据付、移転等建物に影響を及ぼすおそれのある行為をするとき
- ⑭電気、給水等の設備の容量に影響を及ぼす諸機械器具の新設、添加、除去又は変更をするとき
- ⑮多量の廃棄物を廃棄するとき
- ⑯その他上記事項に準ずる行為

第3条

- ①災害復旧修繕

第3条第2項

- ①畳替え
- ②カーペットの張替え
- ③障子・襖の張替え
- ④壁・天井のクロスシートの張替え
- ⑤各室ドアの取替え（玄関を除く）
- ⑥窓ガラスの取替え（枠取替えを除く）
- ⑦網戸の張替え、取替え
- ⑧換気扇の取替え
- ⑨ガスコンロの取替え
- ⑩その他上記事項に準ずる行為

申請書提出

報告書提出

申請・報告不要

お知らせ掲示

承認・不承認

決定通知

修繕開始